

[検討事項] □他の条例との関係について**1. 考え方について****(最高規範性)**

この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

2. 参考条文、参考事例等**○上越市 (最高規範性)**

第 27 条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

2 議会は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

○伊賀市 (最高規範性)

第 2 2 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

○さいたま市 (他の条例等との関係)

第 34 条 この条例は、議会における基本的な事項を定めるものであり、議会に係る他の条例その他の規程を制定し、又は改廃しようとするときは、この条例の趣旨に矛盾し、又はこの条例の規定に抵触するものであってはならない。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、条例、規則、議会の告示その他の規程で定める。